

名古屋都市計画 地区計画

総括図

(縮尺: 1/10,000)

(唐臼地区)

愛西市



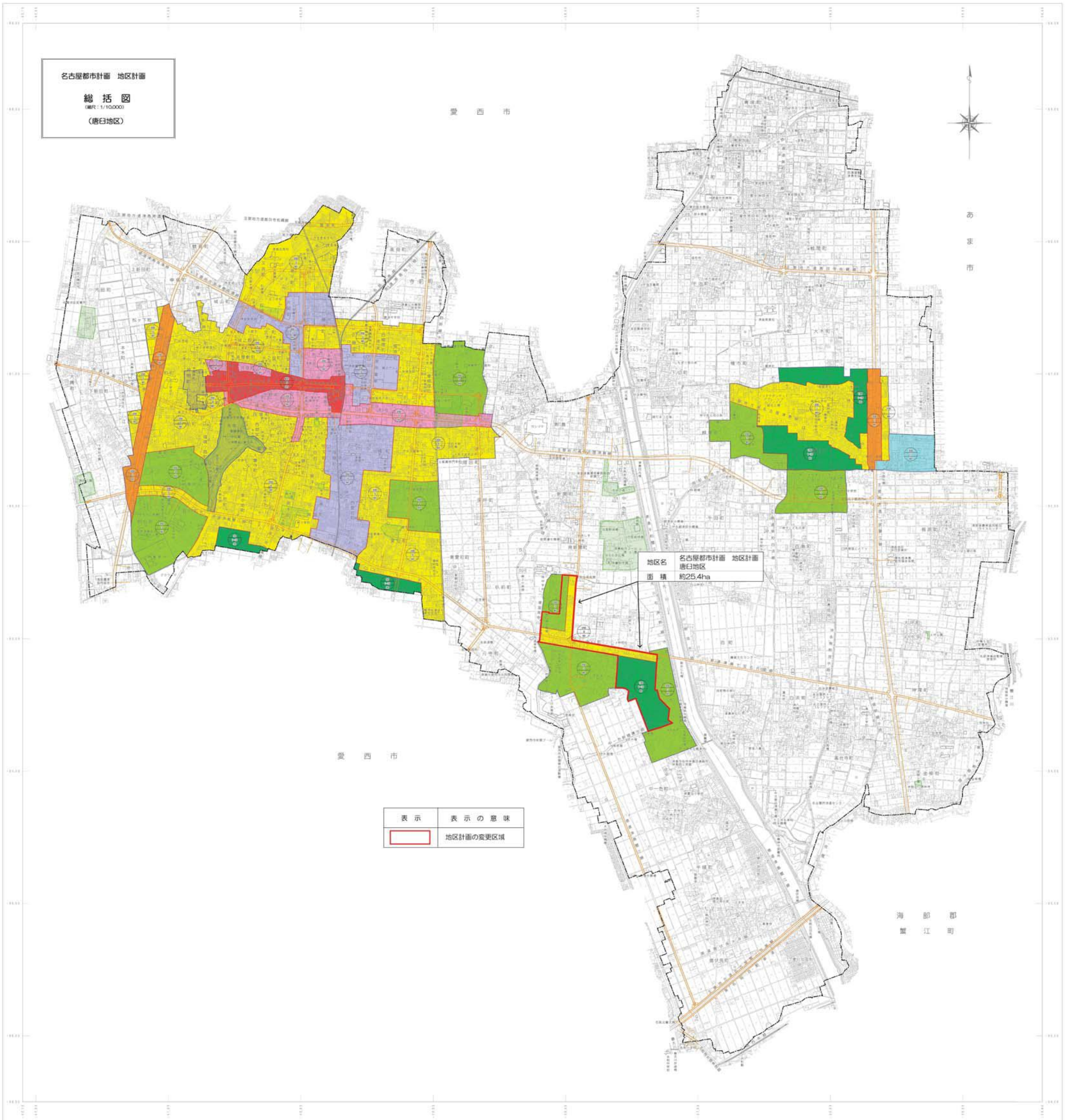
あ
ま
市

愛西市

海
部
郡
蟹
江
町

地区名 名古屋都市計画 地区計画
唐臼地区
面積 約25.4ha

表示	表示の意味
	地区計画の変更区域



名古屋都市計画 地区計画

計画図

(縮尺: 1/2,500)

(唐臼地区)



表示	表示の意味
	道路・河川等幅を有する土地敷地物 の中心線と境界とする場合。
	字界、町界等の行政境界を境界と する場合。
	その他の場合
	上段: 容積率(%)
	中段: 用途地域番号—高さの限度(m)
	下段: 建ぺい率(%)

名古屋都市計画地区計画の決定（津島市決定）

都市計画唐臼地区計画を次のように決定する。

名称	唐臼地区計画	
位置	津島市唐臼町東田面及び大島の全部並びに茨塚、大門、前南、郷裏、囀外、油田、代官田、西島及び当理の一部並びに中一色町柳原、市場及び弥六山の一部	
面積	約25.4ha	
地区計画の目標	公共交通を活かした利便性を確保しながら、安全で良好な住宅地を形成するため、現況で4mに満たない区間及び、行き止まり道路については、本地区計画において地区施設に位置づけ整備を行う。狭あい道路の整備手法を活用し道路を整備するとともに、行き止まり道路については水路を人が通り抜けできる通路として整備を行い、土地利用の適正な誘導を図る。このことにより、良好でゆとりある居住環境を有する市街地が形成するとともに、これと調和を図りながら、幹線道路沿いの土地の有効活用を促進することを目標とする。	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>低層住宅を主体とした土地利用と、（都）津島七宝名古屋線及び（都）新開永和線の沿線の利便性を図るため、以下の方針により土地利用を誘導する。</p> <p>①低層住宅地区 低層専用住宅を基本とし、生産緑地等の緑豊かな環境を活かした良好な住宅市街地の形成を図る。</p> <p>②一般住宅地区 幹線道路沿道の土地利用と隣接する中高層住宅地の調和に留意しつつ、地域住民の利便性向上を図るため、小規模な店舗等が併存した利便性の高い住環境形成を図る。</p> <p>③沿道地区 住居の環境を保護することを基本とし、隣接する住宅地の居住環境に配慮しながら、自動車によるアクセス利便性を活かし、中規模な商業系施設や住宅地が立地する市街地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<p>利便性を確保しながら、安全で良好な住宅地を形成するため、以下の方針により地区施設の整備を誘導する。</p> <p>道路 現況で幅員4mに満たない区間の拡幅などを「津島市狭あい道路に係る後退用地等の確保及び整備に関する要綱」を活用して道路の改善を行う。また、行き止まり道路については、通り抜けを確保するために、既設の水路を幅員2mの通路として整備する。</p>
	建築物等の整備の方針	<p>良好でゆとりある居住・沿道環境及び景観の創出を図るため、建築物等の用途の制限、敷地面積の最低限度、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。</p>

地区整備計画	地区施設の配置 及び規模		道路	名称	幅員	延長	配置
				道路1号	4.0m	約46m	計画図表示のとおり
				道路2号	4.0m	約50m	〃
				道路3号	4.0m	約50m	〃
				道路4号	4.0m	約50m	〃
				道路5号	4.0m	約35m	〃
				道路6号	4.0m	約17m	〃
				道路7号	4.0m	約50m	〃
				道路8号	4.0m	約50m	〃
				道路9号	4.0m	約50m	〃
				道路10号	4.0m	約50m	〃
				道路11号	4.0m	約33m	〃
				道路12号	4.0m	約37m	〃
				道路13号	4.0m	約39m	〃
				通路1号	2.0m	約25m	〃
				通路2号	2.0m	約49m	〃
				通路3号	2.0m	約34m	〃
				通路4号	2.0m	約143m	〃
				通路5号	2.0m	約83m	〃
				地区の 区分	地区の名称	低層住宅地区	一般住宅地区
地区の面積	約12.8ha	約3.7ha	約8.9ha				
建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1 公衆浴場 2 工場（ただし、作業場床面積50㎡以内の自家販売のための食品製造業を営むパン屋・米屋等で原動機出力の合計が0.75KW以下の工場を除く。） 3 ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場 4 ホテル又は旅館 5 自動車教習所 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第5号で定める物品を販売し、又			

					<p>は貸し付ける店舗</p> <p>7 畜舎（床面積の合計が15㎡を超えないものは除く。）</p> <p>8 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（建築基準法施行令第130条の5の3で定められたもの）でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの</p>
地区整備計画	建築物等に関する事項	敷地面積の最低限度	160㎡	—	—
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>屋根、外壁等の形態及び色彩は、景観に配慮するとともに、良好な周辺環境に調和し、落ち着いたものとする。</p> <p>屋外広告物は、地区の良好な環境及び景観に配慮したものとし、災害時の安全性を確保するため腐朽又は破損しにくい材料を使用するとともに、落下のおそれのないものとする。</p>		
		垣又は柵の構造の制限	<p>道路境界線から1.0m未満の距離に存する垣又は柵は、良好な景観を形成するよう生垣、フェンス又はその他透視性のある鉄柵等とする。</p> <p>ただし、その基礎で地盤面からの高さが0.6m以下のもの又は門柱・門扉にあっては、この限りでない。</p>		
備考					

「区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」

理由 良好な住環境の形成と保全及び適正な土地利用を計画的に誘導するため、地区計画を決定する。